

第四十六回
国会

参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和三十九年二月六日(木曜日)
午前十時十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 西郷吉之助君
松本 賢一君
市川 房枝君

委員

石谷 憲男君
沢田 一精君
館 哲二君
松野 孝一君
鈴木 壽君
千葉千代世君
林 虎雄君
辻 武寿君

政府委員

警察庁長官 江口 俊男君
警察庁保安局長 大津 英男君
消防庁長官 松村 清之君
消防庁次長 川合 武君
事務局側
常任委員 鈴木 武君
会専門員

本日の会議に付した案件

○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

初めに、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑これより質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願います。

○鈴木壽君 今回のこの消防組織法の一部改正、これはまあ端的に言うところ職報償金を支給することができるところを中心としたものだと思うのですが、この退職報償金の支給については昨年の消防審議会の答申が取り入れられたものじゃないだろうかと思いますが、昨年のその答申は、非常勤消防団員に対する処遇改善に関する方策として、いろいろ具体的に述べられておるのでありますが、一つはこの場合のねらいは、最近各地において消防団員の補充ができないとか、団員になる人がおらぬというような問題、したがって、消防団としての活動に、あるいは災害に対処する場合の業務に相当支障があるという、こういう、現実から、その団員の確保というふうなものをねらいに考えられたものだと思うのでありますが、そのように理解していいんですか。

○政府委員(松村清之君) お話のよう、最近いろいろ事情から、消防団員の確保に困難を来しておることは事実でございます。そこで、いろいろ面から消防団員の処遇をはかつていきいたいと考えておるわけでございます。今回の退職報償金もその確保の一つとは考えておりますけれども、確保の対策というには実際のところ、あま

りにも、それにふさわしいかどうかと思われるような額でもございまして、その確保の対策と考えると、私どもとしては長年消防団員として勤務された方がおやめになったときに、その御苦労に報いる感謝のしるしとして賞を差し上げる、こういう気持ちでございます。したがって、確保の対策の一端というふうにも考えることも、これはできるかと思いますが、そういう気持をあらわす、そのことによって消防団員になっていただく空気を少しでも醸成していこう、こういう考え方に立っております。

○鈴木壽君 長官の今の話、消防団員の確保のための一つの対策として、さらにまた、長い間消防団員として災害防止の業務に当たってこられた方々に対する、退職した場合の感謝の気持ちも含めたものだと、こういうふうなお話でございますが、それはそれでけっこうだと思ふのであります。従来も退職団員に対しての金ではないんですけれども、報償のそれが規定として出しておりましたですね。団員として十五年以上勤続して退職した者に対して行なうという、こういう報償の範囲をきめてやってきたんであります。今度これはこれとして、さらに退職報償金を出すのだ、こういうことではないですか。

○政府委員(松村清之君) ただいまお話のように、従来も十五年以上勤務しておやめになりました団員に対しては、これは国として賞状並びに銀杯を出しておりますが、今回はそれに加えて、これは市町村が団員に対して感謝の意を表するため一定額の報償金を贈ろう、こういうことでございます。

○鈴木壽君 団員のそういう長年勤続された方々に対する報償、これは今のお話のように、また私もさきに質疑しましたように、国における報償のそれと、今度新たに市町村で退職報償金を出すという、こういうことになるわけでありまして、一般的に言って、いわゆる消防団員に対する処遇という問題に、私なお、いろいろ問題があると思ふのです。まあ今回、この法の改正によって、行なおうとするところの団員に対する退職報償金のこと、あとでもう少し具体的にお聞きしたいと思ふますが、一般的に消防団員に対する処遇という問題は、どうも現在のところ、従来もまあしばしば問題になっておりましたけれども、私どもからいいますと、どうも不十分だ。まあ、一休十分という限度をどこに置くか、これはいろいろあると思ふますが、ともかく、きわめて低いところに置いておるということは言えると思うのです。ね、こういうことに対して全般的な問題として、今後どのようにして、この処遇を高めていくかというふうなことに對するお考えをひとつお聞きしたいのです。

○政府委員(松村清之君) まあ、自分の生業を犠牲にいたしまして、消防活動に一身を顧みず従事いたします団員に對しましては、いろいろな面からその処遇をはかつてまいらなければならぬと存じます。そのためには、公務災害の場合の十分な補償、まあこれにつきましては、幸い近年基金の制度によって行なわれてきておりますが、そのほかに、団員が出動した場合の手当、これもやはり生業を犠牲にして出るわけでございますから、まあそれ相当の手当を支給することが、私は団員処遇の問題の最も大きな点ではないかと思ひます。これにつきましては、市町村によって額がまちまちでございますけれども、地方交付税の上では、本年度――三十八年度は二百円計上されております。しかし、この点につきましては、今後毎年少しずつでもできるだけふやして、将来は一日の生業を犠牲にしたそれに見合うだけの――数百円くらいになりましようか、まあ消防協会のほうでは四百円と言っておりますが、私は四百円でも少なからうと思ひますが、これをふやしていく。こういうところに重点を置いてまいりたいと考えております。まあ、そのほか、被服の問題等についてもできるだけ財政的な措置を考えてまいりたい。そのほか、これは精神的な処遇になりますが、この点につきましては、現在でも叙位、叙勲報償あるいは長官表彰等によって、できる限り団員の処遇にふさわしいような措置をとってまいりたい。こういうふうな考えでおります。

○鈴木壽君 いまお話しのように、消防団員の方々は自分の生業を持ってい

ながら、さらに、こういう団員としてのつとめを果たさなければいけない。相当そこに何といえますか、犠牲的な要素が入ってきけるのであります。考えようによっては、犠牲的精神によって支えられておることが、いいことなんだとも、もちろん言えるかもしれない。しかし、だからといって、そういうことに甘えてはおれないと思ふのであります。やはりどうしても出勤した場合なりあるいはその他の業務に従事した場合には、それにふさわしいだけの何かの手当なり実費の支弁なりというものがあるべきじゃないだらうか、こういうふうに通うのであります。そういうことがないために、さっき冒頭に触れましたいわゆる団員の確保という面でも、なかなかこれは容易でない事態になってきていると、こういうことになると思うのであります。いまお話しのように、交付税法では団員の、災害あるいは警戒等で出勤の場合に、あるいは訓練に出勤の場合に手当を二百円出す、そういう計算にはなっている。実情はその二百円も出さないとところがあるのです。二百円出しておるといっても、いなかのほうへ行きますと、ほとんどないと言つては、あるいは言い過ぎになるかもしれません。とにかく二百円以下のところがずいぶんあるですね。百円くらい、あるいはそれ以下というところもあるようでありますが、こういうことに對して消防庁自体で、直接指導なり何かそういうことをすることができぬのかできないのか、あるいは、いやどうもこれは自治体のやることだから、そういうところまでは口を出すわけにはいかぬというようなことなのか、あ

るいは消防庁のほうでできなければ、
異段階を通じてなり何かの方法で、そ
れに対する指導なり勧告なりというよ
うなものが行なわれないと、いつまで
たつても、やっぱり非常に低い額の今
でやっておる。そして、それはどうも
一回ももらったつてどうにもならぬか
ら、ためておいて、一年に一ぺん飲
とぎに使いましようなんていうことと
なりかねない。なつてゐるのが現状な
んです。ほんとうをいえばそういうこと
ろがずいぶんある。いま言つたように
そういうことに對し、少なくとも二百
円と交付税に算入されておる額といふ
ものは、これはいまのお話のように決
して高い額じゃない、低過ぎると思
う。二百円の額にすら達しないとこ
ろがある、それを二百円までには引き
上げるのだと、こういうことに對して
皆さんでの何か方法があるのかないの
か、この辺どうですか。

○政府委員(松村清之君) 消防団員の手当を支給しておる市町村は全体の八割五分にのぼるわけでございますが、お話のように、その中の半分ぐらいは団員個々に手当を渡しますけれども、あとはまとめて何かに、共同のことと使う、こういうことをやっておるような状況でございます。全国平均の調査から見ますと、交付税の面では二百円考えておりますけれども、平均は百二十七円というような状況になっております。そこで、私も消防庁のほうといたしまして、交付税はその筋から申し上げて当然のことでございますので、交付税の中の金を消防団員の手当として必ず使え、こういう指図はできませんけれども、しかし交付税の計算には二百円計上してあるということ

を、直接あるいは府県を通じて、市町村の当局者あるいは団員等に周知せしめることによりまして、市町村の予算の上に計上していただく。こういう方法を従前も講じておりますし、また今後も、より一そう機会あるごとにそういう方法に訴えて、二百円の交付税の計算が予算の上で実現化しますように、やっていきたいと考えております。

○鈴木壽君 この交付税で算入されて
おる二百円という額、これは交付税の
性質からいって、あるいはまた、さつ
きもちょっと触れましたように、自
体の消防といういまのたてまえ、自
治体でやるそういうことに對して一々規
制するというわけには、これはいかぬ
だろうと思うのです。しかしこれは、
やはり二百円というのは全国的なめど
としてのそれだと思うので、それに準
しないものに對しては、やはりそこに

いくようなことについて、全般的な指導の一環として、ぜひそこまでやらなければならぬじゃないだろうかと思うのであります。このいただいた「火災の実態と消防の現状」、この三十八年版を見ますと、手当を支給している市町村が二千八百七十九、支給していない市町村が五百七十六。全然支給していないところがかなりあるわけです。支給の額も、さっきもあなたがおっしゃったように、平均百二十七円五十銭ですが、最低が二十円というのがあまりますね。これはどう考えても、あまりに低過ぎると思うのであります。それから報酬なんかも、支給している市町村が三千九十七、支給していない市町村が三百五十八。この支給しておるものの中でも、団員として最低が五十

円、年額ですよ。最高は一万八千七百五十円というのがありますが、これは最高のほうはかなり出ているなと思うのですが、最低の五十円というようなことにになりますと、これは人間として扱ってないと言わなければならぬと思うのですがね。これは皆さん、各市町村ごとの実態はつかんでおられると思うのです。もったこういう面に対する確かな指導なり助言なりをすることを考えないと、いけないと思うのです。が、どうですか。

○政府委員（松村清之君） 私も全く、ただいまの御意見に同感でございまして、実態を把握しまして、適当でないところにつきましては、もっと強力な指導、助言等によって、今後は適当な報酬、手当の支出、少なくとも交付税で計算されておる程度の額の支出は確保されるように、ひとつ努力していきたいと思っております。

○鈴木壽君　実は、長官は最近なられたのですが、これは前から、私だけでも毎年のように、消防関係のこういう問題について、この委員会でも言っているんですが、まあそのつど努力する、努力すると、こういつて、なかなか努力の結果というものは的確にあらわれてこないんですね。ですから、これはひとつと長官、今のお答えのように、単にこだけの話でなしに、やっぱり真剣になつてこういう問題はやらないと、今の消防団のさつきも申しました団員の確保というようなこと——これだけではもちろんないわけですが、こういうことから団員のなり手がいないというような、こういう現実、これは否定できないことなんですから、そういうことのためにもやっぱり強くやつて

いただきたいと思うのです。それで、
 くだいようであります、さつき手当
 のことを申し上げましたが、報酬につ
 いても交付税では団員一年に千円とい
 う、そういう計算になっておるわけす
 ね。それぞれ班長、分団長、団長まで
 幾つかの階級に分けて計上してあるわ
 けなんでしょう、これだつて一年
 に千円というのは、これはどうかと思
 うのであります、これも今言つたよ
 うに、こういう額すら支給しておらな
 いと、こういう現実ですから、ぜひひ
 とつ、これは少なくとも三十九年度で
 は全体的のレベルを上げ、こうした支
 給してない市町村があったり、ある
 いは支給しておつてもきわめてわずか
 な、報酬が年に五十円とか、手当が一
 回二十円とかいうような、ほかげたこ
 とのないようにやつていただきたいと
 思うのですが、これはひとつ、先ほど
 長官からも一生涯懸命おやりになる
 うことですから、さらにだめ押しのよ
 うなかつこうでございませうけれども申
 し上げて、善処を要望したいと思つ
 であります。

それから、いまのは報酬とか手当の問題であります。災害補償の問題では、災害補償が出るようになりまして非常にけっこうだと思ふのであります。今の災害補償の中にないことなんです。こういうことが考えられないかということの提案をひとつしてみたいと思ふのであります。いろいろな災害の種類等によりまして、その補償のしかたがきまっておるわけでありまして、死亡した場合あるいは不具者になって仕事ができないというような場合、こういう者に対して年金を支給できるようなところで考えられませんか。

設の消防職員のほかに、わが国と同じように、わが国の消防団員に相当するものがある。そのようなものが存在しますけれども、あまりその内容につきましてつまびらかかたにしておりませんので、はたしてそう

問題はいま言ったように御検討いたされ、
けるということでございますから、
きょうはこの程度にいたしておきたい
と思います。

それから賞じゅう金の問題ですが、

ら、この閣議決定の対象からはずれたよう
ようでございます。

そこで、私はこういう特別な報償制
度として、総理大臣が警察官同様に、

○政府委員（松村清之君） 三百万円で

る道を開くということにつきました。

賞じゅう金の制度が、暴力犯罪に対処する武器携帯者ということで範疇を画されてしまったために、消防団員が漏れたわけだ。その点は私としても非常に遺憾に存じておるわけでございますので、できますれば同じようになんか扱っていただきたいという考え方、堅持においては私は変わらない考え方を持っておる次第でございます。

○鈴木壽君 長官、あの問題について積極的に、たとえば自治大臣と話しするとか、あるいは政府内部で検討してもらおうというようなことをなさったことがありますか。

○政府委員(松村清之君) 先ほど申し上げましたように、この閣議決定がなされます当時においては、消防団員も含めてもうようにいろいろお話を申し上げたわけですが、最近においてはそういう試みをしたことはございせん。

○鈴木壽君 これはあとで大臣に来てもらって、私は大臣の考え方も聞きたいと思うのですが、強くこういふことの實現のために努力をしてもらいたいという要望も申し上げたいと思ひますが、特別賞じゅう金のあの制度は、さつきも申し上げましたように、どうもすつきりしない形で出てしまつたのです。三十五年の安保のあと、これは三十六年でしたから、安保のあの問題で、特にあるいは警官の方々、そういう人たちに對するそれは考えなきやならぬということでしたし、きつと、しかしひとりで警官だけでなしに、しばしば申し上げておるように、私は消防団員であつても、危険の度合いなり、ほんとうに身を挺してそういう災害関係の仕事に當つた、そのための功

績というものは、これは非常にあると思うし、そのために命を落としたというやうな人なんかに對するそれというものは、差別をつけて考えるべきじゃないと思ふのです。いずれ、この問題はあとでひとつ大臣にもよく聞いてみたいと思つております。ですから、きょうはこの問題についてはこれ以上触れないことにしますが、私いま手当の問題やいろいろ賞じゅう金の問題、災害補償の問題、幾つかをお尋ねしたわけでありましたが、私の願うところは、こういうものもつとよりよいものになつて、そうして消防人の活動に對する、何といひますか、感謝の気持ちもそういう形においても十分あらわれるやうに、さらにまた消防団員の確保のためにいろいろ苦勞しておるのだが、こういうことにも役立つことでありますから、そういう面でもぜひ考えなきやいけないことじやないだらうかと思つて申し上げておるわけですが。

そこで、この際お聞きしたいのですが、いわゆる消防団というものの今後があり方、育成、こういうことに對してどういふふうにお考えになつておられるのか。いま言つたやうに処遇の問題が一つあります。それらのほかにいろいろ問題があるのですが、そういうことに對して、一体どうお考えになりますか。それからもう一つ、それに関連をして、消防団というものの存在といふものが、一体これからどういふふうになつていかなきやならぬのか、こういうことについて私、この機会にお聞きしておきたいと思ふのですがね。

○政府委員(松村清之君) 消防力を充實強化して、近代的な消防を確立するということが当面の消防の目標でございますが、そのためには基本的には常設消防力を保持していくことが大切ではないかと思ひます。そのために昨年消防関係法の改正によりまして常設消防力を設置しなければならぬ、一定の市町村については設置しなければならぬ規定が入れられたわけでございますが、それはそれといたしまして、日本の三千五百に及びます数多い市町村において常設消防力を持つていふことは、これは年に一回か二回しか火災があるかないかというやうな所も多うございしますから、そういう点から言つても、全部が持つていふ必要はないでしようし、また、たとえ常設消防力を持つておる市町村にいたしまして、それだけで消防が十分だとは言えないと思ひます。したがつて、いかに常設消防力の推進をいたすにいたしましても、やはり生業に携わつておる人たちが、一たん有事ある場合には消防に携わるといふ消防団の存在といふものは、今後とも欠かすことのできない重要な存在であると思つております。

もございしたやうに、報酬、手当、退職金、賞金、公務災害の補償、賞じゅう金の問題、そうして、精神的な問題として叙位叙勲、その他の表彰、こういうものを総合的に考へてまゐつて、住民が喜んで消防団員として参加する、そういう気風といふものを醸成していく必要がある。こういうふうには私は考へております。

○鈴木壽君 私は、消防団を将来どうもつていこうかといふこと、こういうことについてはいまお聞きしているわけなんです。端的に申し上げると、これは消防団のあり方といふものは、だんだんやばり性格が違つていかなければならぬのではなからうかと私は思つておるのです。それは具体的にはやばり常設消防といふものを中心に考へていかなければならぬのではないでしようか、しかし、私は消防団といふものを否定するといふ意味は全然なく、確かに常設消防だけではできない、何といひますか、現在においては限度があると思ひますから、そういうものを補うといふことは少し言葉が妥協でないかも知れませんが、一体となつてやるところに、完全な防衛の態勢なり、仕事ができいくと思ひますから、そういう意味においては、私は否定は全然しておりません。一方そういうことを考へながら、消防団だけではなしに、やばり常設消防といふものに、だんだん切りかえていかなければならぬのじやないだらうか、それを中心に考へるべきではないだらうか。特に、私はお話のように、全市町村に全部常設消防といつても、これはなかなかたいへんでございしますけれども、少

なくとも市の段階、あるいはこれに準ずるやうな町村があると思ふのです。こういうところにはやばり常設消防といふものを中心に考へていかなければならぬのじやないだらうか、こう思ふのです。これもあなたの方の資料から見たところなんです。昭和三十一年四月現在の全市五百五十六のうち、四百二十一市に常設消防機関が設置されている。そうしますと、七六%ですか、そういうことになるやうであります。私はいま言つたやうに、少なくとも市——市と言つてもいろいろありますけれども、市の全部、あるいは市に準ずるやうな態様を持つていふ市町村がありますから、そういうところにはやはり常設の消防機関といふものを必ず置くんだといふやうなところにまでいくべきだと思ふんですが、こういう点についてはどうですか。

○政府委員(松村清之君) まあ、この点につきましては全く同じ考へでございまして、先ほど申しましたやうに、昨年消防関係法の改正に基づきまして、常設消防を設置しなければならぬ市町村を定めることができることになつております。そこで近々新年度から常設消防力を置かなければならぬ市町村を指定したいと思つておりまして、現在も案を検討中でございしますが、一方これをやりますと、財政的な措置も必要でございしますので、そういう財政上の問題とあわせ考へて、新たに現在のところ八十ぐらいの市がこの義務設置をしなければならぬものに加わるやうに指定したいと思つております。まあ行く行くはできるだけ財政措置とあわせて、少しでも多くの市町村が常設消防を持てるやうに

なつておるやうに、少くとも市の段階、あるいはこれに準ずるやうな町村があると思ふのです。こういうところにはやばり常設消防といふものを中心に考へていかなければならぬのじやないだらうか、こう思ふのです。これもあなたの方の資料から見たところなんです。昭和三十一年四月現在の全市五百五十六のうち、四百二十一市に常設消防機関が設置されている。そうしますと、七六%ですか、そういうことになるやうであります。私はいま言つたやうに、少なくとも市——市と言つてもいろいろありますけれども、市の全部、あるいは市に準ずるやうな態様を持つていふ市町村がありますから、そういうところにはやはり常設の消防機関といふものを必ず置くんだといふやうなところにまでいくべきだと思ふんですが、こういう点についてはどうですか。

いたしたい、そういうふうに思っております。

○鈴木壽君 いまのお話の設置しなきやならぬという市町村の指定ですね、これは年度早々おやりになるんですか。

○政府委員(松村清之君) これはごく最近の機会において政令でもって指定いたしたい。ただ、いま腹案といたしましては、全国で四百八十六市を指定したい。そういたしますと、この中で八十一がまだ設置していませんから、新たにこの八十一の市が常設消防を新しい年度から持つと、こういうふうになるのでございます。

○鈴木壽君 ちょっと数字のことです。から、もう一度お尋ねしますが、四百八十六市に対して……。

○政府委員(松村清之君) 正確には町村も若干入ってきますから四百八十六市町村と、こう申し上げるほうが正確かと思ひます。そこで、そのうちで設置してあるのが四百五市町村でございますから、未設置は八十一市町村、しかしいま申しました四百八十六の指定されます市町村のほかにも、すでに常設消防を持つておる市町村がございますから、現実には常設消防を持つ市町村は四百八十六を相当上回ることになる状況でございます。

○鈴木壽君 そうしますと、四百八十六を指定する、それ以外にももちろん設置してあるところもあると、この統計でも町村のうち七十七町村に設置されておるのにみえますが、こういうものも入れますと数は相当大きくなると思うんですが、これは市を名乗っている、その市はどうなりますか。市を名乗っておつても指定からはずれるというところが相当あるという

ことになりますね。

○政府委員(松村清之君) いまのあれで、市ではずれますところは百一市と、こういう計算になります。

○鈴木壽君 こまかいことになりましたが、その市のうちで指定からはずれますけれども、現実には常設消防を持つておるというところがありますか。

○政府委員(松村清之君) ちょっとこまかくなりますと、ここに資料がございせんが、さっきのをずっと繰り返して申し上げますと、今度指定しようとするところが四百八十六市町村になる勘定でございます。この四百八十六市町村のうち、四百五市町村はすでに設置されておりますから、残った八十一市町村が未設置、したがって、これが今度義務づけられますから、新たに常設消防を持つようになります。この四百八十六市町村のほかに、これは指定されない市町村でありますから、常設消防力を持つておる市町村が四十二あります。そういう勘定であります。

○鈴木壽君 だから全市、いま五百六十ぐらいありますから、その市全部は指定されないということになりますね、全部じゃないということになりますね。

○政府委員(松村清之君) 現在五百五十八市ございしますが、このうち……。

○鈴木壽君 長官いいです。そんなこまかいことを聞くのが目的じゃなく、実はさっきも申し上げたように、少なくとも市全部、それにまた、それに近いような町村でも指定によって義務づけられるような方向でいくべきじゃないかと、こういう考え方から、いまの指定なんというものと市全部じゃなくな

るようですから、これはいろいろ指定の基準等もあると思ひますが、そういう意味でちょっと聞いたので、これは数字そのものを聞くのが私ねらいじゃないのです。これはあとでもう少しあれしますが、いまはよろしくうござい

ます。それじゃいま私が言ったように、指定の基準なりいろいろこれは当然あるべきでしようし、そういうことからいって、一〇〇%ということはあるいはできないかもしれせんが、少なくとも大まかな標準からいって、市をききやないかと、こういうことで進むべきじゃないかと、こういうふうに考えておるのです。これは私の考えについて御賛成なさつておるようでありまして、強くそういうふうに進めてもらいたい、こう思つて、いまお尋ねしておるわけなんです。よろしくうござい

○政府委員(松村清之君) 現在、市の中で常設消防力を持たないものが相当残るわけでございます。しかし、これにつきましても、お話のように、私どももせめて市あるいはこれに準ずる町村については常設消防力を持つようになつたしたいと考えておりますが、何分にも常設消防力を持つには、一方において財政上相当な負担がかかります。

そこで地方交付税の上でこの負担の額を見なきならぬわけでありまして、いま一挙にそういう目標までに地方財政の上で措置することが困難でございますので、これはだんだんそこへ近づけるようにいたすことにいたしました。とりあえずは先ほど申し上げたようなことで、ひとつ指定をしてまいりたいと考えております。

○鈴木壽君 財政の問題が出てまいりましたのですが、いまの交付税で見ても市町村の消防費、これではとうてい常設消防はやれない、ああいう程度ではやれないということになりそうなんです。いまのお話を聞いていますと、いまの交付税で見ても消防費の、何といひますか、それを根本的に考えていかなければならぬということになると思ふのですが、そういうことに対して具体的に財政当局と何か話をしておりますか。

○政府委員(松村清之君) 来年度は、この市町村に常設消防力を置く経費、それから救急業務を行ないます経費、あるいは今日議題になつております退職報償金の経費、それらを全部含めまして財政当局のほうと先般来いろいろ交渉をしておるのでございます。その結果として大体話がまとまりましたので、ただいまお話しいたしましたような範囲で常設消防を持つ市町村を指定するということに結末がついたわけでございます。

○鈴木壽君 今度、指定をするにあつて、現在見られておる、あるいは今度の三十九年度の交付税で見られるいろいろな経費、こういうものにとらみ合せて、その範囲でやれるところは指定する、こういうことなんです。

○政府委員(松村清之君) これは私も消防庁としましては一つの目標があるわけでございますから、できますならば先ほど申しましたように、市あるいは市に準ずる町村までやりたいというところで財政当局と交渉するわけでございますが、しかし地方財政上の事情もありますから、いろいろ話し合った

結果、お互いに譲り合ひまして、先ほど申しましたような線で、とりあえず常設消防力を持つ市町村を指定する、こういうことになった次第でございます。

○鈴木壽君 ですからまあ事情はわかりましたが、交付税でいわれる消防費というものをしておるのですが、これはどの市町村でも一応消防関係に必要ないわば最低の基準というふうな意味で、いわゆる財政需要はこうだということで見えておる、そういう性質のものだと思ふのですが、大きければ大きいなりに、小さければ小さいなりに、それなりにやれるという一つのめどを持つてつくつておるものだと思うのです。実際に適合するかしらないかということには問題があります。あります。考え方としてはさうだと思ふのですが、ですから、ああいうふうな退職報償金のこととはともかくとして、現在まで見ておる経費、したがって、そういうものから出てくる単位費用です。これと人口との関係からいって、私はいま言ったように、一応どこでもやれるのだ。その中に私は当然常設消防なり、そういう性質のものも含んでの計算であるというふうに見えておるのです。そうじゃないでしょうか。だからそこをちょっとお話を、いや全然そうじゃなくて、いまのあの関係からいうと常設消防というものはみんながやれないのだ。みんなという意味は、少なくとも市の段階においてはやれないのだ、こういうふうに通じえるのですが、もしやれないとすれば私は根本的にやはり、あそこの積算のいろいろな基礎なり、単位費用の問題なりとい

うものを、もっと考えていかなければならぬと思うわけですね。そこら辺どういうふうに見ておられるのですか。

○政府委員(松村清之君) ちよっと手元にこの数字的な資料はございませんが、この基本的な考え方としては、財政当局では法律あるいは政令等で義務づけられたものにつきましては、それがやれるように最低限度の財政措置を講ずる。しかし任意のものでありますれば——現に自発的にやっておりますれば何ほどか経費を見ますけれども、そうでない場合には経費は地方財政の上で見ない、こういうような考え方で従来やっておりますから、常設消防力を全然持たない市町村につきましては、これを義務づけたいという限りはそれがやれるだけの財政措置が講ぜられていない、これが現状でございます。

○鈴木壽君 しかし単位費用を、人口標準団体では常設消防があることを前提にしてはいておられますね、いまこまかい数字がないからちよっと言えませんが、数字がないから、あの計算からしますと、実情に合うとか合わないという問題はございます。こまかいいろいろの計算を見ていきますと、しかし、たてまえはそういうものであることを前提にして、投資的な経費なり、あるいは消費的な経費をいろいろ見て、その結果単位費用幾らという——ことし幾らでしたか、幾らかのそれが出てきておりますね。ですから、かりに人口五万なら五万の都市としますと、いろいろの補正も出てくるでしょう。出てくるでしょうが、いずれ小さい範囲でも一応やれるという計算にはなっていると思うのです。ですから、いま

のそれでは全然やれないので新たにどういふことなのか、もしそうだったら、そのように交付税の消防費の計算のしかたというものを、単位費用の立て方なりその積算のいろいろの問題といふものを、根本的に考えなければいけないのじゃないか。こういうことを考えるものだから、いまお聞きしておるのです。

○政府委員(川合武君) ただいまのお尋ねの点でございますが、単位十万人標準団体で、たとえば人間を例として——私もちよっと数字を持っていなくて、恐縮でございますが、人間で見ますと、あれでは六十人くらいの人間を見てもらっているはずであります。ですから、その標準団体ではやっていると、あの交付税の方式から人口が減つてまいりますと非常に少ない数字が実は出てきてまして、一番極限のところにおきましてはやればやれないことのないが、われわれの考えておる、せいぜい消防本部及び署としてやるには二十人くらいの人間は、やはり交代でございましてからあらねばならぬ、そういう小さな数字になつて、うわけて下、下のほうが、そこで、いままでは義務設置でございましてしたから、そこら辺のところにつきましては大めどでございましてしたけれども、今度義務設置にしまして一番極限の小さいところでも最小限度のものは持たせるべきじゃないか、したがって、交付税の算定費用を変えてもらつております。いまその作業中でございますが、大体私どもも十分とは申しませんが、常識的にほどほどのものになる

ように作業をやつてもらつておるわけでございます。財政当局に対して。したがって、逆に申し上げます、いままでの標準団体のほうも下から今度上がったに格上げになる、こういう形が想像されるわけでありまして、御質問の趣旨と私の申し上げましたことが合つておりますかどうかあれですが、交付税の問題につきましては、そのようなことでございまして。

なお、先ほど長官から申し上げましたとおりでございますが、今度の政令指定の基準と申しますか、それは財政の需要を見ながらでございますが、同時に私も集中人口一万人を持った市、その集中人口一万人を持ったところでも必ずしも全部必要でないようなところもございまして、集中人口一万人以上持ったところを一つの基準として指定をいたします。そのほか若干の条件を加えておりますが、基本はそのようなことでございまして。

○鈴木壽君 じゃ消防経費のことについて、交付税のことについてあとの機会にひとつお尋ねしたいと思つておる。ただ、この際ちよっと聞いておきますが、今度新たに指定をすれば、指定して常設するために必要な最低限度の費用だけは見なければならぬ、そういうことでいろいろ財政当局のほうへ要求をして、大体見てもらえるのだと、その範囲においてこの指定をするのだと、そういうことですね。その場合に新たに指定をするために必要な、ぜひ算入しなければならぬ経費として新たにいまの消防費のいろいろな投資的な経費、消費的な経費、いろいろたくさんありますが、あのうちでどういふのが新たに入ることになりましたか。

それから経費の単価等の問題でどういふふうに変えていくという、方向だけではない、あまりこまかいことは要りません。

○政府委員(川合武君) 単価の問題でございますが、いまの交付税の建て方が、先生御承知のように、大体常設のもの、消防団の中で常備隊を持っておるものと、それから消防団だけでやつておるものとの三段階に荒っぽく——というと語弊がございますが、大きく分けて、交付税の試算をやつておるわけでございます。そこでいま申しましたように、今度義務設置にしますと、規模の小さいところでは非常に、たとえば人員でも数名しか見てもられない。そうするとポンプ交代もできない、こういうような数字にもなりかねませんので、基本的に交付税の建て方を変えてもらつて、そうして一番低いところでも一定規模の交代要員のある消防署をつくり得る規模にしてもらふ。それから全体の数字が大きいくところは、それに準じて規模が大きくなつていく、こういうふうなちよっとオーバーな言い方でございまして、いままでの建て方をかえてもらつて作業をやつておるわけでございます。

それから個々のあれでございますが、それが……。

○鈴木壽君 じゃいいですよ。そこまでお聞きして次の機会に。実はまだ固まつていないでしようけれども、しかし方向は、いまあなたのおっしゃつたようなところで、いままでの積算のしかたがだいぶん変わるようでありまして、そういうものをどういふふうにか、どう変わるかという大体的——こまかい数字までは要りませんが、

方向というものをひとつ聞かしてもらいたいと思う。それで現在のそれと比べると、常設消防の必置というふうな、そういうことに対して、はたして消防財政としていまの交付税の見方がいいのか悪いのか。あるいは今度あなた方が新しく要求して、変えてもらつておるそれで、はたしてやれるのかやれないのか、こういうような問題もあると思つておるから、この次の機会にひとつお聞きしたいと思つておる。何も最終的なものという意味でなしに、数字的なものもあるいは項目なんか、これがこういうふうになるのだというようになことがわかるようにひとつプリントにしてみたら、聞きたいと思つておるが、それでよろしうございませうか。

○政府委員(川合武君) あまりくどくお答えするのはいかかと思つておるが、お話のとおりでありまして、一番問題なのは人員なんです。消防ポンプの単価なんかが変わるといふわけじゃないに人員でございまして。しかし、より具体的な数字で御報告いたします。

○鈴木壽君 いまのに対して、一応この答えも出たと思つておるが、ひとつ常設消防の設置をもつとやるような方向へぜひ考えなければならぬじゃないだろうかというところで、いままでいろいろお聞きをしたんですが、そういう方向については大体わかりました。さらに私は、やはりその問題は、同時に、一体消防団というものは、どういふふうなものにならなければならぬのかというふうなことになるかと思つておる。ですから、いまの形において消防団員の確保が不十分だとか、あるい

は人手が足りなくてどうにもならぬとかいうような、そういうことだけで、その対策のための手当がどうのというような問題に局限して考えるべきじゃない段階だと思えますから、そういうことでお尋ねをしたわけなんです。

それから具体的に、今度の退職報酬金についてですが、どういうことをいま内容的に考えておられるのか。退職報酬金を出すことが出来るのだと、こういうことなんですか、どのくらいの額をどうするか、そういうことについていま考えておること、これは近く政令等でできるだろうと思えますがね……

○政府委員(松村清之君) これは法律が通りましてあと政令で定めることになりませんが、いま腹案として持っておられますのは、十五年以上勤めておやめになった団員に対して、最低三万円を支給するようにしたい。しかし、これは最低三万円でごさいますし、これは十五年の人、二十年の人、二十五年の人というふうな年限で五年ごとと段階を上げてほしい。それと同時に、同じ年限でも団員と副団長、団長、こういうふうな階級と申しまするか、そういうものでも区別したい。そういういたしますと最低は三万円でごさいます。最高は七万円になる。こういうような間隔でその間に段階をきざんで政令をきめたいと、こういうふうな考えております。

○鈴木壽君 これはまだ政令が出ないのですから、どうですか、正式にはあるいは出せないとおっしゃるかもしれませんが、一応考えておるところで、たとえばいまの団員が最低十五年以上の場合三万円、二十年の方は幾らに

なる、二十五年の方は幾らになる、あるいは副団長、団長、大体この三つのクラスですね、こういうようなのをひとつやふつ出していただいたほうがいいんじゃないでしょうか、この次に。

○政府委員(松村清之君) そういうことまかなことを、これはまあ一つの案として、この次までにお出ししたいと思えます。

○鈴木壽君 それをこの次に見せていただいてから申し上げたいと思えますが、それにしても十五年も勤めて三万円、最低だから最高がどういふふうに行くかわかりませんが、額はどうですか、これは。

○政府委員(松村清之君) まあ十五年の長い間勤めまして、三万円という額は、いかに少ない額で、それで先ほどもこれは団員確保対策というよりも、ほんの志を出すというふうにお答えしたわけですが、しかしまあ、これは何ぶんにも財政的な問題を伴いますので、いまのような少額でございますけれども、実は交付税で十二億円出すことにいたしております。したがっていまして、とりあえずは、この程度から出発しまして今後財政的な状況とにらみ合わせまして、その増額等についても考えてまいりたい、こういうふうな考えております。

○鈴木壽君 どうもせっかくの退職報酬金で、これじゃ、少しけちをつけるようでありませんが、どうももっとこれは何とかありませんか。これはあれですか、交付税でみると、もちろんそれに必要な経費は市町村で支弁するといふ格好でしようね。

○政府委員(松村清之君) これは地方財政の上で基準財政需要額等をみまし

て、交付団体には、今申しましたように十二億円相当の額がいくことになると思います。そうして市町村から、これは今度是不交付団体も含めてでございまして、各市町村から団員数に応じて基金に掛金を出していただく、そうして基金から現実には退職者の生じました市町村に還元していく。こういうことで全国的に退職者の人数を毎年平準化したしまして、この制度の的確、円滑な運営をやっていくたい、こういう考えでございまして。

○鈴木壽君 団員一人当たりによればどのくらいになりますか、これは。

○政府委員(松村清之君) これも政令段階の問題でございしますが、今考えておられますのは、条例で定められた団員数を百五十二万、全国でございまして、それに一人当たり九百円の掛金を徴収するようにしたい、したがって、総額では、全部これが集まるといたしますれば、十三億五千万円になる勘定でございまして。

○鈴木壽君 どうもこれはあれです、これはいいです。あとで表をいただいた際に意見を申し上げたいと思えますが、もう少し考えられませんか。まあいいです、それはあとにしましょう。

それと最後に、どうも私だけやすすみませんが、こういう基金でやることになりましたが、消防審議会のこの問題に対する答申とは、これはちょっと違ってきたところがございましてね。答申の中にある報償金制度の要綱にある考え方とは違ってきておりますね。要綱には、消防団員退職報償金組合というところで、市町村は、都道府県の区域ごとに退職報償金に関する事務を共

同処理するため、地方自治法に規定する一部事務組合たる消防団員退職報償金組合(以下「組合」という)を設けなければならぬものとする。そうして、その組合の連合会を都道府県ごとに云々と、こう書いてあります。これとはちよつと違ってきておりますね。それで、このいわゆる答申の趣旨と、今度の法改正によってこういう形になったことに対するあなたの方の考え方ですね、また、どういうことか、こういうふうな違ってきたのか、これはどうですか。

○政府委員(松村清之君) この答申の要綱によりまして、まず都道府県単位に組合を設け、そして全国に連合会を設けまして、その連合会と都道府県単位の組合でもってこの退職報酬金を運営する、こういう仕組みになっております。こういう方式も考えられると思いますが、これでは、この組合の運営に要する費用が相当かかるのでございまして、そこで、従来公務災害のための基金がございまして、この基金にこの仕事を付加してやるようにする。そうすることによって、いわゆる事務費も相当節約して運営することが出来る。そういうことで、答申とは違つた構想に結果としてなりましたけれども、実態としては、私はその効果としては決して違つたものではなくて、同じ効果を果たすものである、こういうふうな考えます。

○鈴木壽君 この答申で、答申の報償金制度の要綱案で考えたいいわゆる審議会の方々の考え方というものは、私流に解釈されれば、今のあなたのお話の効果とか、あるいは効果の具体的な問題として金が退職した場合に行くの

だ、そういうことについては、それはそれなりでいいかもしれぬけれども、災害補償制度のための共済基金の問題と、それから退職者に対するいわゆる報償金を出すのだということは、私は性質が違つたものだ。だから、その性質の違つたものを、財政的な関係とか経費の問題とかあるいは便利でいいとか何とかというところでくつつける。今の基金の中で扱われるというふうなことを考えないで、やはり退職のため――それと性質の違つたものを一つずつに考えて、それでやつた方がいいんじゃないか。こういうふうな考えたのだらうと思うのですがね。それで、私の今言ったのは、たぶんそうじゃないだらうかと考えるということをし上げたので、私も結果なり効果というものは同じであつても、一方は公務による災害の出た場合の災害補償のための措置だ、一方はいわゆる災害ということとは関係なしに、災害による場合も出てくるかもしれないけれども、退職した場合のそれに対する先ほどからいろいろ話の出ているお礼の気持ちとか、それに対する感謝の気持ちとかいうものを含めたそれというものは、私はやっぱりおのずから違つたものだと思う。それから、筋からいへば、私はこの答申案にあるような、こういう形で行なつたほうがいいのではないだろうか、これも思うのですが、そこら辺どうですか。

○政府委員(松村清之君) お話のように、退職報酬金と公務災害の補償とは、これは全く性格が違つたものでございまして、したがって、筋をいたしましては、答申にありますが、公務災害のための基金と別個の連合会をつ

くつて処理することが筋だとは考えられませんが、しかし、これは便宜論になるかもしれないが、同じように市町村を対象とする仕事でございまして、現在あります公務災害の基金に少し事務費、人件費を含めました事務費を賦課することによりまして、同じような効果をあげることができるとございまして、実際問題としてはそのような形で処理することが効率的であり、経済的であるという考えで、現在提出されてありますような法律の改正案にいたしましたわけでございまして。

○鈴木壽君 くだいようですが、やっぱり筋からいうと少しおかしいんじゃないかと思うんですが、経費の点で問題がある、新たにそういう事務を行なうために相当な経費がかかる。答申案によれば、その経費は国が補助したらいいんじゃないかというように書いてあります。国では出したくないんだと、こういうことで便宜的にくつつけて、いまの制度の基金の中で扱わせるようになったと思うんですが、ね。どうもしかし、かりにこれがさつき私申し上げた災害補償の一環として一時的な金を出すと、あるいは年金を出すと、かいたら、それはそれでいいですが、この場合はあくまでも、あなたの方の趣旨からしますと、お札なり感謝の気持ちをあらわすための処遇の一環として、あるいは団員確保のそれとしてのものですか、どうも私は、どつちだつて出たらいいじゃないかという妥協案もないわけじゃないんだと思うんですが、しかしちょっと違うような感じがしますね。私は答申を尊重するということだまから、やっぱり答申でやるような形でやったほうがいい

んじゃないかというふうにいまでも思っているんですがね。

○政府委員(松村清之君) 地方公務員に對するいろいろな共済的な金に對しまして、長期給付と短期給付を一緒にして、長期給付で短期給付を一緒にして、地方公務員の共済組合でやっておりますけれども、同じように消防団員に對する給付の問題であり、そしてそれについての市町村の共済の問題でございまして、これを二つにはつきりとして別した団体を設けて処理することも一つのやり方かもしれませんけれども、これを一つの団体で、あるいは基金で運用することにいたしました。ただ、もちろんこの運用にあたりましては、会計は別にいたします。その基金の中で退職報酬金を扱う会計、そして一方は公務災害のことを扱う会計と、実質的には二つに分けて運用するつもりでございまして、それを運用する全体の組織としては一つであつても、私は決して不適当なことではないんじゃないか。このほうが効率的であり、経済的であるんじゃないか、こういうふうな考えでございまして。

○鈴木壽君 これでもやめますがね。いまあなたが例に出された地方公務員の共済の長期給付なり短期給付なりとは、私は性質が違ふと思うのです。これはいわばつかみ金で、別に市町村は負担しませんが、これは頭で、どのくらいやるためにこのくらい負担しなきゃならぬという頭のつかみ金を主台にして、三万円なら三万円、五万円なら五万円ということをやつて、その逆算した形で九百円あればいいんだ、それを交付税で見ても市町村から納めさせようと、こういういわばつかみ

み金的な性質の報酬金でしょう。それは何にも根拠があるわけじゃないです。サラリーマンの何パーセント積み立てるとか吸収するとかいうことも全然あるわけじゃない。だから私は、このものと、いまあなたが考えたこういうことと、地方公務員の共済制度の給付の問題とは性質が違ふと思うのです。あくまでもこれは報酬です。それを、さつきも言ったように、便宜的にやることもときにはあり得ると思いますが、性質上これは別にすべきだと思います。公務の災害補償は、これはそれとして別の観点から、別の考え方から、別の必要性において当然やられるべきであつて、長いこと動めてくれたから、まあ今までは国から銀杯をもらったとか何とかいう、そういう報酬のそれがありまして、さらにまあそれだけでは足りない、少し金でもやろうか、その金もいま言ったように根拠のある金じゃないんですね。そういうものとは私はやっぱり性質が違ふと思うんです。そういう点からしますと、繰り返して申し上げますが、答申で出したこういう仕組みが、煩瑣であるかもしれないし、あるいは経費の面でも、こういうものに含めた場合と比べて、相当多くかかるというようなこともあるかもしれないけれども、やっぱり違つた扱いをすべきでないだろうかと、いふに思ふんですがね。まあいいです。きょうはこれくらいにして、いずれまた具体的に、額なり、そういうものをお聞きしますが、私はいま言ったように考えます。そんな業務をやるための、事務をやるための経費がばく大な金なんかかりません

よ。これは一時の金をプールしておくことなら、どこか頼んでもいいんじゃない。しかし私は、いま言ったように、こういうふうな経費のためにやれないんだということだけではちよつとおかしいんじゃないかと思うので申し上げたんですが、まあ私、きょうはこの程度にしておきます。

○委員長(竹中恒夫君) 辻委員から資料要求の発言を求められておりますので……

○辻武壽君 資料要求に関連して、二、三分時間をほしいのですが、消防団員は、非常勤の退職金についての法案が出ておりますが、常勤の消防団員は何人ぐらいいるんですか。

○政府委員(松村清之君) 常勤の消防団員も存在いたしますけれども、いま手元に資料がございませんので、あらためて御報告申し上げます。

○辻武壽君 常勤の消防団員と非常勤の消防団員とは、給与体系というものは違つたわけですね。

○政府委員(松村清之君) これは当然違つております。

○辻武壽君 それで資料要求ですが、この最低三万から最高七万までの年数ですね、一覧表をつくつて出してもらうようにお願いしてあるんですが、私もう一つ資料をお願いしたいのは、常勤と非常勤とを比較した給与の体系、それから死亡手当と災害補償に對する違いを比較してほしいのです。それを要求いたします。

○政府委員(松村清之君) 次に提出いたします。

○委員長(竹中恒夫君) 本案についての本日の審査は、この程度にいたしました。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、前回の説明に補足して説明を願います。

○政府委員(江口俊男君) 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案の内容につきまして、逐条御説明申し上げます。

第一は、風俗営業の範囲を明確にするための改正でございます。

第一条におきましては、風俗営業の定義を定めておりますが、同条第一号及び第二号におきましては、客席で客の接待をして客に飲食をさせることを風俗営業の要件といたしておりました。たとえば、カウンター越しに客の接待をして客に飲食をさせておりましたので、この際カウンター越しに客の接待をして客に飲食をさせている営業も風俗営業に該当するものであることを明確にし、その取り扱いの統一を期するため、第一号においては「客席で」を削り、第二号においては、客に飲食をさせる風俗営業についての用語を統一するため「客席で」を「設備を設けて」に改めることとした次第であります。

第二は、遊技場営業の許可の更新期間を延長することについての改正であります。

第二条第三項におきましては、パチンコ屋その他これに類する営業で都道府県が条例で指定するものについては一月ごとに、その他の営業については

いと存じます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、前回の説明に補足して説明を願います。

○政府委員(江口俊男君) 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案の内容につきまして、逐条御説明申し上げます。

第一は、風俗営業の範囲を明確にするための改正でございます。

第一条におきましては、風俗営業の定義を定めておりますが、同条第一号及び第二号におきましては、客席で客の接待をして客に飲食をさせることを風俗営業の要件といたしておりました。たとえば、カウンター越しに客の接待をして客に飲食をさせておりましたので、この際カウンター越しに客の接待をして客に飲食をさせている営業も風俗営業に該当するものであることを明確にし、その取り扱いの統一を期するため、第一号においては「客席で」を削り、第二号においては、客に飲食をさせる風俗営業についての用語を統一するため「客席で」を「設備を設けて」に改めることとした次第であります。

第二は、遊技場営業の許可の更新期間を延長することについての改正であります。

第二条第三項におきましては、パチンコ屋その他これに類する営業で都道府県が条例で指定するものについては一月ごとに、その他の営業については

いと存じます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、前回の説明に補足して説明を願います。

○政府委員(江口俊男君) 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案の内容につきまして、逐条御説明申し上げます。

第一は、風俗営業の範囲を明確にするための改正でございます。

三月ごとに許可の更新を受けなければ、その効果を失う旨を定めているのであります。この更新は、同条第四項において、公安委員会は、更新を求めた者に滞納にかかる娯楽施設利用税があるときは、原則として、その許可を更新しないものとしていることでもわかりますように、もっぱら徴税の確保を目的としたものであります。遊技場営業の変動が特に激しかったところであれば格別、最近では、これらの営業も比較的安定してまいりまして、徴税上も支障がないというところでございまして、営業者の利便と許可事務の合理化をはかるため、パチンコ屋その他これに類する営業で都道府県が条例で指定するものについては三カ月、その他の営業については六カ月それぞれ許可の更新期間を延長することとしたのであります。

第三は、都道府県が、条例により風俗営業に対し制限を定めることができる範囲を明確にするための改正であります。

第三條におきましては、都道府県は条例により風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業所の構造設備等について、必要な制限を定めることができる旨を定めているのであります。が、本条におきましては営業を営もうとする者の資格及び営業を営む者の行為について制限を定めることができるかどうかについて、法文上明らかにされておられませんので、この際、本条に営業を営もうとする者の資格及び営業を営む者の行為を明記することとしたのであります。

第四は、風俗営業者に対する営業停止の処分を定めることについて

の改正であります。

第四條におきましては、公安委員会は、風俗営業者に対し、風俗営業の許可の取り消し、営業停止等の処分をすることができ旨を定めているのであります。が、営業を停止できる期間については定めがありませんので、今回、営業を停止できる期間を六カ月をこえない範囲に限ることとしたのであります。

第五は、風俗営業者に対して風俗営業の許可の取り消し、もしくは営業の停止を命じたとき、または飲食店営業者が無許可で風俗営業を営んだときは、公安委員会は当該違反行為にかか

る飲食店営業につきましても、営業の停止を命ずることができ旨とするものとする

ことについての改正であります。

客に飲食をさせる風俗営業と食品衛生法にいう飲食店営業との差異はきわめて微妙であり、外見上ほとんど区別しがたいものが少なくないという実情にあります。また、飲食店営業の名において、許可を受けない風俗営業を営んでいる者や、風俗営業の許可を取り消された者等、なお、依然として飲食店営業の名のもとに風俗営業と同じ形態の営業を継続している者が増加しつつあるのが、最近の現状であります。もし、このような状態を放置いたしますならば、本法が風俗営業を許可にかからしめておりますことも、風俗営業に対して営業の許可の取り消し、または営業の停止の処分をすることができるとしておりますことも、事実上その効果の大半が失われることになるのであります。

したがって、本法の風俗営業等に対する規制の目的を達成いたします

ために、第四條に第二項及び第三項を設けまして、風俗営業者に対し、営業の許可の取り消しもしくは営業の停止の処分をしたとき、または飲食店営業者が無許可で風俗営業を営みしたときは、公安委員会は、当該違反をした者が当該施設を用いて営む飲食店営業につきましても、風俗営業に対して営業停止を命じたときはその期間、その他の場合は六カ月をこえない範囲内で飲食店営業の停止を命ずることができ

ることとしたのであります。

第六は、設備を設けて客に飲食をさせる営業に対する規制の範囲を明確にするための改正でございます。

現在、深夜喫茶等に対する規制の根拠となつてゐる第四條の二第一項におきましては、都道府県は条例により、客席を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における営業について必要な制限を定めることができる旨を定めておりますが、ここにいう営業の意義について明確を欠いておるため、現実には、営業の手段、方法として行なわれる行為及びこれに付随して行なわれる行為について規制されているにすぎないのが実情でございます。そこで、この種営業に対しましては、営業の場所、営業時間、営業を営む者の行為及び営業所の構造設備について必要な制限を定めることができることとしたのであります。

この改正は、深夜喫茶等が風俗事犯の温床になつており、特に少年の非行を誘発し、非行少年のたまり場になつてゐる実情にかんがみまして、これらの営業に対して必要な規制を行なうことができないこととするために行なうものでございます。

この改正によりまして、たとえば、都道府県が条例によつて、深夜において喫茶店を営んではならない場所を定め、そこに営みましては、いわゆる深夜喫茶はなくなることになるわけでございます。

この改正によりまして、たとえば、

都道府県が条例によつて、深夜において喫茶店を営んではならない場所を定め、そこに営みましては、いわゆる深夜喫茶はなくなることになるわけでございます。

第七は、設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における法令違反に対する行政処分についての改正でございます。

第四條第二項におきましては、いわゆる喫茶店等を営む者が深夜における当該営業に關し、深夜において、法令または第四條の二第一項に基づく都道府県の条例に違反する行為をしたときは、当該営業を営む者が、当該施設を用いて営む深夜における喫茶店等の営業の停止を命ずることができるとしてゐるのであります。が、この種の営業の深夜における法令違反等の行為は、業の一体性にかんがみ、深夜以外の部分におきましても善良の風俗を害するおそれがありますので、このような場合には六カ月をこえない範囲内で、当該施設を用いて営む飲食店営業を停止することができるとしたのであります。

第八は、年少者に関する禁止行為を定めることについての改正であります。

最近、風俗営業やいわゆる深夜喫茶等が、少年の非行を誘発し、非行少年のたまり場となつてゐるような事例が増加の傾向にありますので、新たに第四條の三を設け、風俗営業者に対し、営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせ、または客の相手となつてダンスをさせること、十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるこ

と、営業所で二十歳未満の客に酒類を提供することを、また、設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者に対し、都道府県が条例で定めた場合を除き、深夜の営業において、十八歳未満の者を客に接する業務に従事させ、もしくは十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること、または営業所で二十歳未満の客に酒類を提供することを、それぞれ禁止することとしたのであります。

第九は、罰則規定を整備することについての改正であります。

設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における順守事項違反に対しましては、罰則規定を欠いておりました。これを補つて有効な取り締まりを加えることが困難な実情にありますので、新たに設けられた年少者に関する禁止行為違反とともにこれを罰則規定にかからしめることとしたのであります。

なお、年少者に関する禁止行為違反のうち、風俗営業者が十八歳未満の者に客の接待をさせ、もしくは客の相手となつてダンスをさせたとき、または設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者が、深夜において、十八歳未満の者を客に接する業務に従事させたときは、これらの違反行為の特質にかんがみ、過失による行為をも処罰の対象にすることとしたのであります。

以上今回の改正案について、その内容を御説明申し上げた次第であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(竹中恒夫君) 本日はこの程度にいたしたいと思います。次回は、二月十一日(火曜日)午前十時に開会の

予定でございます。

それではこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

昭和三十九年二月十三日印刷

昭和三十九年二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局